

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
茨城トヨタ自動車株式会社	茨城県水戸市泉町2-3-24	880159

2 指名停止措置期間

令和7年6月21日 ～ 令和7年7月20日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

茨城トヨタ自動車株式会社は、ひたちなか・東海広域事務組合発注の「高規格救急自動車購入」について、令和7年5月26日の組合議会5月臨時会における議決を経て、同日付けで本契約を締結した後、仕様の一部について履行が困難であることを理由として、令和7年6月2日に契約解除の申出書を提出した。そのため、ひたちなか・東海広域事務組合は、茨城トヨタ自動車株式会社が契約の相手方として不適当であると認められることから、令和7年6月5日に契約解除を決定した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる（不正又は不誠実な行為）第8項（1）に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
第2条別表 8 不正又は不誠実な行為	
(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内
(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111